平成２４年（フ）第３４２号
滋賀県高島市マキノ町大沼217番地の２
破産者　株式会社檜木
１　決定年月日　平成25年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４５３号
大津市におの浜２丁目１番21号　イッコービル４階
破産者　株式会社コスモクリーン
１　決定年月日　平成25年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２０９９号
東京都中央区八丁堀４丁目10番８号　第３ＳＳビル702号
破産者　株式会社クリエイティブユー
１　決定年月日　平成25年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１０８号
福岡市東区多の津４丁目11番19号
破産者　株式会社ワイズ
１　決定年月日　平成25年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１６５号
福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬972番地の２号
破産者　有限会社いなか家建築工房
１　決定年月日　平成25年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４７号
三重県松阪市高須町3825番地、開始決定時の住所三重県松阪市駅部田町153番地１
破産者　杉山　隆郎
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第４３号
三重県松阪市清生町641番地の２
破産者　三協工業有限会社
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第４４号
三重県松阪市駅部田町10番地７
破産者　米川　佳久
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第６８号
三重県松阪市船江町2661番地５
破産者　中村さち子
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第７２５号
栃木県宇都宮市平松本町364番地　県営平松本町住宅５号棟11号室
破産者　佐藤　英子
１　決定年月日　平成25年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第７２６号
栃木県宇都宮市平松本町364番地　県営平松本町住宅５号棟11号室
破産者　佐藤登志子
１　決定年月日　平成25年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第７３７号
栃木県宇都宮市東刑部町395番地
破産者　武熊　久行
１　決定年月日　平成25年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３４５号
埼玉県三郷市戸ケ崎２丁目633番地５
破産者　株式会社ビート
１　決定年月日　平成25年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５５８号
埼玉県八潮市大字２丁目310番１号
破産者　有限会社フジイチ
１　決定年月日　平成25年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５６０号
相模原市中央区清新７―14―30　セイシンヒルズ202、商業登記簿上の住所相模原市中央区中央６丁目２番１号
破産者　有限会社グッドジョブ
１　決定年月日　平成25年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４８６号
静岡県熱海市咲見町８番３号
破産者　株式会社南明ホテル
１　決定年月日　平成25年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３２８号
岡山市南区新福２丁目３番47号　アヴィオンＣ103、旧住所岡山市北区二日市町285番地２
破産者　土井　康弘
１　決定年月日　平成25年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２２２号
広島市中区舟入町６番20号
破産者　プラスコーポレイション有限会社
１　決定年月日　平成25年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２６２号
横浜市金沢区鳥浜町１番地１
破産者　株式会社秀吉水産
１　決定年月日　平成25年３月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４８４号
横浜市港南区港南台６丁目32番18号、商業登記簿上の本店所在地横浜市西区浅間町１丁目13番５号
破産者　株式会社飛鳥コーポレーション
１　決定年月日　平成25年３月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５２１号
横浜市戸塚区上柏尾町210―14
破産者　株式会社Ｍ’Ｓサポート
１　決定年月日　平成25年３月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５２８号
東京都渋谷区鶯谷町５番６号
破産者　ケイズネット株式会社
１　決定年月日　平成25年３月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部